

別記様式第二号（第四条関係）

年 月 日

特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度

標章使用申請書

一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会 殿

「一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会 特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（安心R住宅制度）標章使用規則」第四条第1項に基づき、特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度の標章の使用にあたり、下記のとおり使用の許諾を申請します。

「一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会 特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（安心R住宅制度）標章使用規則」及び「特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（「安心R住宅」）ロゴマーク使用ルール」を遵守します。

記

会社名	
住 所	〒
代表者名	Ⓜ
使用開始予定日	年 月 日
使用目的	

担当部署		担当者氏名	
担当部署 住 所	※上記と異なる場合は必ず記入ください 〒		
電話番号		FAX 番号	
Emailアドレス	@		

-----（下記は、本協会において記入押印します）-----

受付日 年 月 日

年 月 日

標章使用許諾証

上記の申請について、本協会使用規則第4条により標章の使用を許諾する。

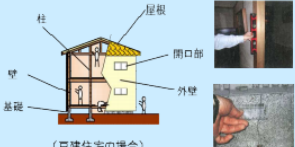


一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会

Ⓜ

「特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（安心R住宅制度）」
にかかる標章の使用について

本協会は、国土交通大臣登録の「特定既存住宅情報提供事業者団体」となりました。
これにより、本協会流通会員が関与する国が定めた基準を満たす一定の既存住宅流通物件について、本協会に対して申請し許諾を受けることによって、国が認める「安心R住宅」のロゴマークを当該物件の広告等に使用することができることとなりました。
使用にあたっては、流通物件の調査等を行い、要件に適合していることを確認した上で、「特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（安心R住宅制度）標章使用規則」に定める様式により本協会あてにロゴの使用をご申請ください。

「安心R住宅」のロゴマーク使用できる既存住宅の要件は下図のとおりとなっています。

<p>①基礎的な品質があり「安心」</p> <p>◇新耐震基準等に適合 ◇インスペクション(建物状況調査等)の結果、既存住宅売買瑕疵保険の検査基準に適合 (インスペクションのイメージ)</p>  <p>(戸建住宅の場合)</p>	<p>②リフォーム工事が実施されていて「きれい」</p> <p>◇リフォーム工事によって従来の既存住宅の「汚い」イメージが払拭されている ◇リフォーム工事を実施していない場合は、費用情報を含むリフォーム提案書がある</p> <p>連携 (仲介事業者等) (住宅リフォーム事業者)</p> <p>・既存住宅だけど、きれい ・これからリフォーム工事にかかる費用やリフォーム工事後のイメージがわかる 等</p>	<p>◇外装、主たる内装、水廻りの現況の写真を閲覧できる (現況の写真イメージ)</p>  <p>・広告等で写真を見て、実施済みのリフォーム工事の内容等を確認できる 等</p>	<p>③情報が開示されていて「わかりやすい」</p> <p>◇広告時に点検記録等の保管状況が示され、さらに求めに応じて詳細情報が開示される (情報開示イメージ)</p> <p>広告時の情報開示 高談時に詳細情報を開示</p>  <p>(仲介事業者等)</p> <p>・今までに実施した点検や修繕の内容がわかる ・どんな保険・保証がつかかわかる 等</p>
--	---	--	---

詳細については、今後ガイダンス等実施することとしていますので受講をお願いします。

[添付資料]

1. マンガ「安心R住宅制度」 <https://www.mlit.go.jp/common/001215761.pdf>
2. マンガ「安心R住宅調査報告書」 <https://www.mlit.go.jp/common/001220614.pdf>
3. 住宅リフォーム工事の実施判断の基準
4. 安心R住宅制度規則
5. 特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（安心R住宅制度）標章使用規則
6. 「安心R住宅」ロゴマーク使用マニュアル <https://www.mlit.go.jp/common/001233049.pdf>

※国交省HPよりダウンロード可能です